

## 和歌山市小学校就学前子どもの保育の必要性等の認定および保育等の実施に関する条例

根拠法：子ども・子育て支援法第20条第1項、2項

※保育の必要量の「就労下限時間」の設定について、和歌山市では、就労下限時間を『1か月48時間以上』に設定します。

理由： 国において検討されている基準では、保育の必要量の認定基準に保護者の就労時間の下限を1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で自治体の実情に応じて設ける必要があります。  
本市では、これまで特に就労時間の下限を設けていませんので、新制度では下限は、最も制限の緩やかな48時間に設定したいと考えています。

国において検討されている基準		和歌山市における保育の必要性の認定	
保育の必要性の認定基準に係る事由	児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合	従うべき基準 参酌基準のどちらかは未定	国の基準を準用
	①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応 ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。		保育の必要性の認定に 係る事由  国の基準を準用
	②妊娠中であるか又は出産後間がないこと		
	③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること		
	④同居の親族を常時介護していること		
	⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること		
	⑥求職活動（起業準備を含む）		
	⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）		
	⑧虐待やDVの恐れがあること		
	⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること		
⑩その他の、上記に類する状態として市町村が認める場合			

保育の必要量	保育標準時間	11時間 * 超えた時間については、延長保育にて対応	従うべき基準 参酌基準のどちらかは未定	保育標準時間	国の基準を準用
	保育短時間	8時間		保育短時間	国の基準を準用
	就労下限時間	1か月当たり48時間以上64時間以下		就労下限時間	1か月当たり48時間以上

優先事由	①ひとり親家庭	従うべき基準 参酌基準のどちらかは未定	優先事由  国の基準を準用
	②生活保護世帯		
	③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合		
	④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合		
	⑤子どもが障害を有する場合		
	⑥育児休業明け		
	⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合		
	⑧小規模保育事業などの卒園児童		
	⑨その他市町村が定める事由		

## 和歌山市幼保連携型認定こども園の認可要件に関する条例

根拠法：認定こども園法第13条第1項

和歌山市独自基準：**●**人権擁護…人権擁護推進員の設置、人権擁護研修の実施  
**●**安全管理対策…安全管理対策推進員の設置

**●**災害対策…災害対策推進員の設置、災害防止計画の策定  
**●**食育推進…食育推進員の設置

国において検討されている基準				和歌山市幼保連携型認定こども園の認可要件				
学級編成	満3歳以上の子どもの教育家庭に係る教育時間は学級を編成する			従うべき基準	学級編成	国の基準を準用		
	1号認定 2号認定	一体的な学級編成		従うべき基準		1号認定 2号認定	国の基準を準用	
	【原則】 年度の初日前日に同年齢の幼児での編成		* 地域の実情等によって、異年齢児での学級編成可として弾力的取扱。 * 3号認定から2号認定への職権による変更は、各園において弾力的取扱。			従うべき基準	【原則】 年度の初日前日に同年齢の幼児での編成	

職員の配置	職員配置基準の設定			従うべき基準	職員の配置	国の基準を準用				
	0歳児	3:1		従うべき基準		0歳児	3:1	国の基準を準用		
	1歳・2歳児	6:1		従うべき基準		1歳・2歳児	6:1			
	3歳児	2号認定	20:1	常時2人以上配置。		従うべき基準	3歳児		2号認定	20:1
	4歳・5歳児	2号認定	30:1			従うべき基準	4歳・5歳児		2号認定	30:1
	3歳～5歳児	教育時間	35:1	1クラス35人以下。学級担任を置く。		従うべき基準	3歳～5歳児		教育時間	35:1
	園長	必置				従うべき基準	園長	国の基準を準用		
	副園長・教頭	いずれか設置		努力義務		従うべき基準	副園長・教頭	国の基準を準用		
主幹養護教諭 養護教諭 事務職員	設置	努力義務		従うべき基準	主幹養護教諭 養護教諭 事務職員	国の基準を準用				
調理員	必置		外部委託もしくは外部搬入する場合は不要	従うべき基準	調理員	国の基準を準用				
＜主なご意見＞					【対応方針】					
・ 職員の配置について『国の基準を準用』となっているが、可能ならば1クラスの子どもの数を減らすことができないか。保育者の力量が求められる現状において、子ども園となった場合、日常的な仕事量に併せて保育者に係る負担はさらに増え、過重労働による保育者不足が懸念される。					1クラスの子どもの数を減らし、保育者の負担を減らすことにより保育の質を高めていくことは望ましいことと考えます。国においても3歳児の職員配置基準を15:1にすることについては、実現される方向で検討が進んでいます。					

職員の資格	0歳～2歳児	保育士資格		従うべき基準	職員の資格	0歳～2歳児	国の基準を準用	
		学級（教育時間）	専任の保育教諭 * 常勤			従うべき基準		学級（教育時間）
3歳～5歳児	2号認定	保育士資格必須		従うべき基準	3歳～5歳児	2号認定	国の基準を準用	

## 和歌山市幼保連携型認定こども園の認可要件に関する条例

国において検討されている基準		
職員の資格	園長	＊（原則）教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者 ＊「同等の資質」を有する者は、設置者が認めた場合可。 【同等の資質】 人格が高潔で、教育・保育に関する熱意と高い識見や職員に対して必要な指導及び助言等をする能力を有する者であって、「教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者」と同等として認められる ＊施行から5年後には「同等の資質」を有する者の取扱について見直される予定。

従うべき基準

和歌山市幼保連携型認定こども園の認可要件		
職員の資格	園長	国の基準を準用

\*講師は短時間勤務も可

\*講師は短時間勤務も可

<主なご意見>
・「同等の資質を認める」は設置者の資質が問われるので難しい

【対応方針】
私立は法人の長が任命することになりますが、適切な判断により一定の資質が確保されるよう判断基準となる指針等の策定も検討したいと考えます。

施設設備	(新設の場合)「単一の施設」となるため、建物及び附属設備は、同一敷地内又は隣接敷地内に設けること。			従うべき基準	
	園舎の階数	2階建以下が原則。特別な事情があれば3階建以上も可。		従うべき基準	
	保育室等の設置階	原則1階。耐火建築・待避設備を備える場合2階への設置可。		従うべき基準	
		満3歳以上	3階以上の設置は不可。	従うべき基準	
		満3歳未満	耐火建築・待避設備を備える場合3階への設置可。	従うべき基準	
	面積				
	0歳・1歳児	乳児室	必置	1.65㎡/人	従うべき基準
		ほふく室	必置	3.3㎡/人	従うべき基準
	2歳児	保育室・遊戯室	必置（特別な事情がある場合は保育室と遊戯室の兼用可）		従うべき基準
		保育室	1.98㎡/人		従うべき基準
		園庭（屋外遊技場）	3.3㎡/人 ＊①		従うべき基準
	3歳～5歳児	園舎	1学級	180㎡	従うべき基準
			2学級以上	320+100×(学級数-2)㎡	従うべき基準
		保育室	1.98㎡/人(学級数を下回らない)		従うべき基準
保育室・遊戯室		必置（特別な事情がある場合は保育室と遊戯室の兼用可）		従うべき基準	
園庭（屋外遊技場）		3.3㎡/人		従うべき基準	
	2学級以下	330+30×(学級数-1)㎡	*どちらか大きい方②	従うべき基準	
	3学級以上	400+80×(学級数-3)㎡		従うべき基準	
職員室	必置			従うべき基準	
保健室	必置	特別な事情があれば、職員室と兼用可。		従うべき基準	

施設設備	国の基準を準用			
	園舎の階数	国の基準を準用		
	保育室等の設置階	国の基準を準用		
		満3歳以上	国の基準を準用	
		満3歳未満	国の基準を準用	
	面積			
	0歳・1歳児	乳児室	国の基準を準用	
		ほふく室	国の基準を準用	
	2歳児	保育室・遊戯室	国の基準を準用	
		保育室	国の基準を準用	
		園庭（屋外遊技場）	国の基準を準用	
	3歳～5歳児	園舎	1学級	国の基準を準用
			2学級以上	国の基準を準用
		保育室	国の基準を準用	
保育室・遊戯室		国の基準を準用		
園庭（屋外遊技場）		国の基準を準用		*どちらか大きい方②
	2学級以下	国の基準を準用		
	3学級以上	国の基準を準用		
職員室	国の基準を準用	国の基準に準ずる		
保健室	国の基準を準用	国の基準に準ずる		

## 和歌山市幼保連携型認定こども園の認可要件に関する条例

国において検討されている基準				和歌山市幼保連携型認定こども園の認可要件					
施設設備	便所	必置		従うべき基準	便所	国の基準を準用			
	調理室	必置	原則“自園調理”	従うべき基準	調理室	必置	国の基準を準用		
		満3歳未満	外部搬入不可。	従うべき基準		満3歳未満	国の基準を準用		
		3歳～5歳児用	以下の条件を満たせば、給食の外部搬入可能 ①認定こども園が業務上必要ば注意を果たしうる体制が確保されること ②栄養士による必要な配慮が行われること ③衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する受託業者であること ④年齢、発達段階や健康状態に応じた食事の提供、アレルギー等への配慮など、食事の内容、回数及び時機に適切に対応できること ⑤食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること	従うべき基準		3歳～5歳児用	【外部搬入可能な条件】 国の基準を準用		
			ただし、この場合も加熱、保存等の調理機能を有する施設は必要	従うべき基準			国の基準を準用		
		20人未満	提供すべき人数に応じて必要な調理設備を備えていれば、独立調理室でなくても可。	従うべき基準		20人未満	国の基準を準用		
		園庭 (屋外遊技場・運動場)	必置	同一敷地内又は隣接 *面積は①+②以上 代替地の面積算入は不可。 屋上の面積算入は不可。		従うべき基準	園庭 (屋外遊技場・運動場)	国の基準を準用	
	飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備			必置	従うべき基準	飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備			国の基準を準用
	放送聴取設備、映写設備、水遊び場、幼児洗浄用設備、図書室、会議室			設置努力義務	従うべき基準	放送聴取設備、映写設備、水遊び場、幼児洗浄用設備、図書室、会議室			国の基準を準用
	<主なご意見>				【対応方針】				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・【園舎の階数】で、特別な事情があれば3階以上可能とありますが、特別な事情とは例えばどのような場合か</li> <li>・調理室はできるだけ園内で、栄養士がいる自園調理を進める方向がいいと思います</li> <li>・屋外遊戯場等は子どもがのびのびできる十分な広さと合わせて子どもの創造性を育む自由な広場であってほしい</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・「特別な事情」とは、地形の特殊性、土地利用の現況、周辺の待機児童の状況、その他地域の実情等を考慮する必要がある場合を想定しています。</li> <li>・条例上は国の基準としますが、できるだけ設置者には、自園調理となるよう促したいと考えます。</li> <li>・保育室だけでなく、屋外遊戯場等のその他の設備も子どもの健全な発達にとって重要なものと考えますので、必要な基準を満たしているか確認していきます。</li> </ul>					
運営	平等等取扱い、虐待・懲戒権限乱用の禁止、秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。</li> <li>●職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</li> <li>●懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限乱用をしてはならない。</li> <li>●職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らしてはならない。</li> </ul>		従うべき基準	運営	平等等取扱い、虐待・懲戒権限乱用の禁止、秘密保持等	国の基準を準用		

## 和歌山市幼保連携型認定こども園の認可要件に関する条例

国において検討されている基準				和歌山市幼保連携型認定こども園の認可要件			
運営	教育・保育 時間	開園日数	原則、日曜日・国民の祝休日を除いた日*弾力的取扱	参酌基準	教育・保育 時間	開園日数	国の基準を準用
		開園時間	原則 11 時間 *弾力的取扱可	参酌基準		開園時間	国の基準を準用
		満3歳以上の教育時間	1日標準4時間。 時間の確保については、弾力的な取扱。	参酌基準		満3歳以上の教育時間	国の基準を準用
		満3歳以上の教育週数	39週を下回らない。学期の区分、長期休業日を設定。	参酌基準		満3歳以上の教育週数	国の基準を準用
	食事の提供	提供範囲	2号、3号認定のみ。1号認定の子どもへの提供は園の判断。	参酌基準	食事の提供	提供範囲	国の基準を準用
		提供方法	2号、3号認定に対しても、弾力的に弁当持参を認める。	参酌基準		提供方法	国の基準を準用
	園児要録・出席簿	幼保連携型認定こども園園児要録（仮称）、出席簿		参酌基準	園児要録・出席簿	国の基準を準用	
	研修等	施設職員	必要な知識及び技能の修得等に努めることとする。	参酌基準	研修等	施設職員	国の基準を準用
		施設	施設は、職員に対して、研修の機会を確保し、資質向上等を図らなければならないこととする。	参酌基準		施設	国の基準を準用
	職員会議	設置可		参酌基準	職員会議	国の基準を準用	
	運営状況評価	【義務】自己評価の実施、結果公表、結果の設置者報告 【努力義務】関係者評価、第三者評価		参酌基準	運営状況評価	国の基準を準用	
	苦情解決	苦情受付窓口の設置等の必要な措置をこうじなければならない。		参酌基準	苦情解決	国の基準を準用	
	感染症に係る臨時休業・出席停止	○設置者は、感染症の予防上、必要があるときは、臨時休業することができる。 ○園長は、感染症にかかっているとき等は、出席停止させることができる。（学校保健安全法の準用）		参酌基準	感染症に係る臨時休業・出席停止	国の基準を準用	
	健康診断	少なくとも1年に2回		参酌基準	健康診断	国の基準を準用	

## 和歌山市幼保連携型認定こども園の認可要件に関する条例

国において検討されている基準		和歌山市幼保連携型認定こども園の認可要件															
教育及び保育の内容	子どもの最善の利益を基本とする 幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づく ★「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項第四号及び同条第二項第三号に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準」に定められている以下の事項が達成されるよう教育・保育を提供する ①教育及び保育の基本及び目標 ②認定こども園の固有の事情として配慮すべき内容 ③教育及び保育の計画並びに指導計画 ④園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成 ⑤日々の教育及び保育の指導における留意点 ⑥小学校教育との連携	参酌基準	教育及び保育の内容 * 今後国において定められる主務省令を準用														
保育者の資質向上等	以下に留意し、保育者の資質向上を図る。 ①子どもの教育及び保育に従事する者は、自らの資質の向上に努めること。 ②午睡時間の活用、非常勤職員の配置等様々な工夫を行い、日々の指導計画の作成、教材の準備、研修等に必要時間を確保すること ③幼稚園教員免許状所持者と保育士資格所持者との相互理解を図ること ④多様な機能の充実を図るため、認定こども園内外における研修の機会を確保できるよう、研修計画を作成し、及び実施すること ⑤園長は、認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力並びに人材及び資源を活用していく調整能力を向上させること	参酌基準	保育者の資質向上等 * 今後国において定められる主務省令を準用														
子育て支援	以下に留意して実施すること。 ①教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、保護者自身の子育て力の向上を積極的に支援すること ②保護者の利用しやすい体制を確保すること ③従事者の子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質の向上を図ること ④地域の子育て支援団体等との連携など、様々な地域の人材や社会資源を活用すること	参酌基準	子育て支援 * 今後国において定められる主務省令を準用														
管理運営等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">保育時間</td> <td>原則1日8時間</td> </tr> <tr> <td colspan="2">保護者が適切な施設選択できるよう、情報開示に努める</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行う。地方公共団体と連携し、適切な受入に配慮。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">子どもの健康及び安全を確保する体制を整える（耐震、防災、防犯等）。事故等に対する補償の体制を整える（保険等への加入）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">子どもの視点に立った評価を行い、結果等の公表を通じて質の向上に努める。</td> </tr> </table>	保育時間	原則1日8時間	保護者が適切な施設選択できるよう、情報開示に努める		特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行う。地方公共団体と連携し、適切な受入に配慮。		子どもの健康及び安全を確保する体制を整える（耐震、防災、防犯等）。事故等に対する補償の体制を整える（保険等への加入）		子どもの視点に立った評価を行い、結果等の公表を通じて質の向上に努める。		参酌基準	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">保育時間</td> <td>* 今後国において定められる主務省令を準用</td> </tr> <tr> <td colspan="2">* 今後国において定められる主務省令を準用</td> </tr> </table>	保育時間	* 今後国において定められる主務省令を準用	* 今後国において定められる主務省令を準用	
保育時間	原則1日8時間																
保護者が適切な施設選択できるよう、情報開示に努める																	
特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行う。地方公共団体と連携し、適切な受入に配慮。																	
子どもの健康及び安全を確保する体制を整える（耐震、防災、防犯等）。事故等に対する補償の体制を整える（保険等への加入）																	
子どもの視点に立った評価を行い、結果等の公表を通じて質の向上に努める。																	
保育時間	* 今後国において定められる主務省令を準用																
* 今後国において定められる主務省令を準用																	
既存施設からの移行特例		従うべき基準	国の基準を準用														

## 和歌山市地域型保育事業の認可の要件に関する条例

根拠法：子ども・子育て支援法第29条 児童福祉法第34条の15等

和歌山市独自基準：●人権擁護…人権擁護推進員の設置、人権擁護研修の実施  
●安全管理対策…安全管理対策推進員の設置

●災害対策…災害対策推進員の設置、災害防止計画の策定  
●食育推進…食育推進員の設置

国において検討されている基準				和歌山市における地域型保育事業認可要件				
定員	家庭的保育	1～5人	家庭的保育補助者を置く場合は5人まで可	従うべき基準	定員	家庭的保育	1～5人	国の基準に準ずる
	小規模保育	6～19人				小規模保育	6～19人	国の基準に準ずる
	居宅訪問型保育	1人				居宅訪問型保育	1人	国の基準に準ずる
	事業所内保育					事業所内保育		

職員数	家庭的保育		0～2歳児	3：1	家庭的保育補助者を置く場合は5:2	従うべき基準	職員数	家庭的保育		0～2歳児	国の基準に準ずる
	小規模保育	A型	0歳児	3：1		従うべき基準		小規模保育	A型	0歳児	国の基準に準ずる
			1～2歳児	6：1 +1名		従うべき基準				1～2歳児	国の基準に準ずる
		B型	0歳児	3：1		従うべき基準		B型	0歳児	国の基準に準ずる	
			1～2歳児	6：1 +1名		従うべき基準			1～2歳児	国の基準に準ずる	
		C型	0～2歳児	3：1		従うべき基準		C型	0～2歳児	国の基準に準ずる	
	居宅訪問型保育		0～2歳児	1：1		従うべき基準		居宅訪問型保育		0～2歳児	国の基準に準ずる
	事業所内保育		定員20名以上	保育所と同じ		従うべき基準		事業所内保育		定員20名以上	国の基準に準ずる
			定員19名以下	小規模保育（A、B型）と同様		従うべき基準				定員19名以下	国の基準に準ずる

## 和歌山市地域型保育事業の認可の要件に関する条例

国において検討されている基準				和歌山市における地域型保育事業認可要件					
資格要件	家庭的保育		家庭的保育者（+家庭的保育補助者）		従うべき基準		家庭的保育	国の基準に準ずる	
	小規模保育	A型	保育士		従うべき基準	小規模保育	A型	国の基準に準ずる	
		B型	保育士1/2以上 保育士以外には必要な研修を実施		従うべき基準	B型	国の基準に準ずる		
		C型	家庭的保育者（+家庭的保育補助者）		従うべき基準	C型	国の基準に準ずる		
	居宅訪問型保育		必要な研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めるもの		従うべき基準	居宅訪問型保育		国の基準に準ずる	
事業所内保育	定員20名以上		保育所と同じ		従うべき基準	事業所内保育	定員20名以上	国の基準に準ずる	
	定員19名以下		小規模保育（A、B型）と同様		従うべき基準		定員19名以下	国の基準に準ずる	
＜主なご意見＞				【対応方針】					
<p>・小規模保育の資格要件については、B型・C型についても市はA型の基準を準用することは考えており、より厳しい条件となり適切と思う。</p> <p>・資格については、国の基準とする方が賢明と考える。国の基準と異なる場合には、有資格者相当の賃金が与えられないことになる恐れがある</p> <p>・小規模保育事業の資格要件では、B・C型も全て保育士が必要となっているが、「国の基準に準ずる。」でよいと思う。</p> <p>⇒保育レベルについて上げることは理解するが、市の財政負担や保育の利用者負担増に繋がるのではないかと。保育士の確保ができなければ新たに事業ができない、事業の継続ができないケースも想定される。</p>				<p>保育の質を確保する観点からB型・C型についてもA型の基準を準用することで検討していましたが、財政的な負担や様々な保育ニーズを満たすサービスを提供することができるよう頂いた意見を踏まえ、当面はすべての事業について国の基準に準じて事業を実施したいと考えます。</p>					

設備	家庭的保育		保育を行う専用居室		参酌基準	家庭的保育	保育を行う専用居室			
			同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭		参酌基準		同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭			
	小規模保育	A型	0～1歳児	乳児室又はほふく室		参酌基準	小規模保育	A型	0～1歳児	国の基準に準ずる
			2歳児	保育室		参酌基準			2歳児	国の基準に準ずる
			屋外遊戯場	* 付近の代替地可		参酌基準			屋外遊戯場	国の基準に準ずる
		B型	0～1歳児	乳児室又はほふく室		参酌基準	小規模保育	B型	0～1歳児	国の基準に準ずる
			2歳児	保育室		参酌基準			2歳児	国の基準に準ずる
			屋外遊戯場	* 付近の代替地可		参酌基準			屋外遊戯場	国の基準に準ずる
	C型	0～1歳児	乳児室又はほふく室		参酌基準	小規模保育	C型	0～1歳児	国の基準に準ずる	
		2歳児	保育室		参酌基準			2歳児	国の基準に準ずる	
		屋外遊戯場	* 付近の代替地可		参酌基準			屋外遊戯場	国の基準に準ずる	
	事業所内保育		0～1歳児	乳児室又はほふく室		参酌基準	事業所内保育		0～1歳児	国の基準に準ずる
			2歳児	保育室		参酌基準			2歳児	国の基準に準ずる
屋外遊戯場			* 付近の代替地可		参酌基準	屋外遊戯場			国の基準に準ずる	
居宅訪問型保育						居宅訪問型保育				



## 和歌山市地域型保育事業の認可の要件に関する条例

国において検討されている基準					
面積	家庭的保育		専用居室	3.3㎡/人（部屋自体は9.9㎡）	参酌基準
			屋外遊戯場	3.3㎡/人（2歳児）	参酌基準
	小規模保育	A型	乳児室/ほふく室	3.3㎡/人	参酌基準
			保育室	1.98㎡/人	参酌基準
			屋外遊戯場	3.3㎡/人（2歳児）	参酌基準
		B型	乳児室/ほふく室	3.3㎡/人	参酌基準
			保育室	1.98㎡/人	参酌基準
			屋外遊戯場	3.3㎡/人（2歳児）	参酌基準
	C型	乳児室/ほふく室	3.3㎡/人	参酌基準	
		保育室	1.98㎡/人	参酌基準	
		屋外遊戯場	3.3㎡/人（2歳児）	参酌基準	
	事業所内保育		定員20名以上	保育所と同じ	参酌基準
			定員19名以下	小規模保育（A、B型）と同様	参酌基準
屋外遊戯場			3.3㎡/人（2歳児）	参酌基準	
居宅訪問型保育					

和歌山市における地域型保育事業認可要件				
面積	家庭的保育		専用居室	国の基準に準ずる
			屋外遊戯場	国の基準に準ずる
	小規模保育	A型	乳児室/ほふく室	国の基準に準ずる
			保育室	国の基準に準ずる
			屋外遊戯場	国の基準に準ずる
		B型	乳児室/ほふく室	国の基準に準ずる
			保育室	国の基準に準ずる
			屋外遊戯場	国の基準に準ずる
	C型	乳児室/ほふく室	国の基準に準ずる	
		保育室	国の基準に準ずる	
		屋外遊戯場	国の基準に準ずる	
	事業所内保育		定員20名以上	国の基準に準ずる
			定員19名以下	国の基準に準ずる
屋外遊戯場			国の基準に準ずる	
居宅訪問型保育				

給食	自園調理（連携施設等からの搬入可）				
	設備			参酌基準	
	家庭的保育		調理設備	参酌基準	
	小規模保育		調理設備	参酌基準	
	事業所内保育		定員20名以上	調理室	参酌基準
			定員19名以下	調理設備	参酌基準
	職員			参酌基準	
	家庭的保育	調理員	保育を行う子どもが3人以下の場合m家庭的保育補助者で	参酌基準	
			*連携施設等から搬入を行う場合不要	参酌基準	
	小規模保育	調理員	*連携施設等から搬入を行う場合不要	参酌基準	
事業所内保育	調理員	*連携施設等から搬入を行う場合不要	参酌基準		
居宅訪問型保育					

給食	国の基準に準ずる			
	設備			
	家庭的保育		国の基準に準ずる	
	小規模保育		国の基準に準ずる	
	事業所内保育		定員20名以上	国の基準に準ずる
			定員19名以下	国の基準に準ずる
	職員			
	家庭的保育	調理員	国の基準に準ずる	
			国の基準に準ずる	
	小規模保育	調理員	国の基準に準ずる	
事業所内保育	調理員	国の基準に準ずる		
居宅訪問型保育				

## 和歌山市地域型保育事業の認可の要件に関する条例

国において検討されている基準		
連携	連携施設	
	家庭的保育	設定必要
	小規模保育	
	事業所内保育	
	居宅訪問型保育	
	一律には求めない	
	嘱託医	
	家庭的保育	嘱託医
	小規模保育	
	事業所内保育	
居宅訪問型保育		

参酌基準  
参酌基準  
参酌基準  
参酌基準  
参酌基準  
参酌基準  
参酌基準

和歌山市における地域型保育事業認可要件		
連携	連携施設	
	家庭的保育	国の基準に準ずる
	小規模保育	
	事業所内保育	
	居宅訪問型保育	
	国の基準に準ずる	
	嘱託医	
	家庭的保育	国の基準に準ずる
	小規模保育	
	事業所内保育	
居宅訪問型保育		

### 全体をとおして

#### <主なご意見>

・小規模保育B型・C型は実施しないとあるが、「現時点では実施しない」とする必要はないか  
 ⇒情勢の変化により見直しや検討の必要が生じないか  
 ・和歌山市でも待機児童が増えており、働きたい親や幼稚園での長時間の延長保育などニーズはあります。一方で地域型保育事業については和歌山市には今までにない制度。あれば利用すると思いますが、子どもの数は減っています。慎重に必要な内容の条例にしたい。

#### 【対応方針】

・ご意見にもあるように、本市では共働きしたい世帯の増加等により保育所への申込み者が増加し待機児童が発生する等保育へのニーズが高まっています。地域型保育事業は、保育所や認定こども園に入れなかった児童の受け皿になるとともに、保護者の選択の幅を増やし多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる事業として制度上整備したいと考えます。  
 ・また、地域型保育事業は、保育所に関する認可制度と同様に、市が供給過剰とならないか需給調整を検討したうえで認可しますので、個別の事業の認可については、必要性を見極めた上で実施したいと考えます。